

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について

第 7 回原子力委員会
資料第 2-2 号

1. 法律の必要性

○我が国においては、核燃料サイクル政策を推進することが国の基本的考え方。

※エネルギー基本計画（平成15年10月）

「我が国としては核燃料サイクル政策を推進することを国の基本的考え方としており（以下略）」

※原子力委員会新計画策定会議中間とりまとめ（平成16年11月）

「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とする。」

○核燃料サイクル政策の根幹をなす再処理等は、その事業には極めて長い期間（廃棄物処分を含めれば300年程度）を要するなどの特徴を有していることから、必要な資金を、安全性・透明性が担保された形で予め確保することが必要。

○平成17年度税制改正において、外部積立方式の「使用済燃料再処理準備金制度」の創設を決定。

2. 法律案の概要

(1) 積立金の資金管理法への積立ての義務付け

①届出

原子炉設置者及び再処理事業者等は、毎年度、再処理等の実施計画等を経済産業大臣に届け出なければならない。

②積立額の算定と通知

経済産業大臣は、届出のあった事項等を踏まえ、毎年度、積立額を算定し、原子炉設置者に通知。

③積立て

原子炉設置者は、毎年度、経済産業大臣から通知を受けた額を資金管理法に積み立てなければならない。

(2) 積立金の資金管理法からの取戻し

④取戻し

原子炉設置者は、再処理等の実施に要する費用に充てるため、経済産業大臣の承認を受けた取戻しに関する計画に従って、積立金を取り戻すことができる。

(3) 資金管理法の監督

I. 指定

経済産業大臣は、申請により、全国を通じて一個に限り、営利を目的としない法人を積立金管理を行う資金管理法として指定する。

II. 監督

経済産業大臣は、資金管理法が作成する資金管理業務規定の認可、監督命令、立入検査等を通じて、資金管理法の積立金管理業務を監督。

